

令和 3 年 10 月 14 日  
日 本 銀 行

## 日＝インドネシア間の 二国間通貨スワップ取極の改正

本日、日本＝インドネシア間の二国間通貨スワップ取極（BSA）について、両国は、締結中の第 3 次取極を再改正し、その期限を延長することとし、その旨の取極文が日本国財務大臣の代理人たる日本銀行及びインドネシア中央銀行の間で交わされた。本取極は、インドネシア当局が、米ドルまたは日本円と自国通貨を交換することを可能とするものである。本取極の交換上限額は変更なく、227.6 億米ドル相当である。

今回の改正においては、直近のチェンマイ・イニシアティブ（Chiang Mai Initiative Multilateralisation : CMIM）契約書の改訂に沿った修正が組み込まれている。

日本及びインドネシアは、金融セーフティネット強化を目的とした本取極が、両国間における更なる金融協力の深化に資するとともに、アジア域内および国際的な金融安定に貢献することを期待する。